

産前産後期間相当分（4か月分）の国民健康保険料が免除されます！

対象となる方・受付期間

- 令和5年11月1日以降に出産予定の国民健康保険被保険者の方が対象です。
妊娠85日（4か月）以上の出産が対象です（死産、流産、早産及び人工妊娠中絶の場合も含みます）。
- 出産予定日の6か月前から届出ができます。出産後の届出も可能です。

国民健康保険料の免除方法

- その年度に納める保険料の所得割額と均等割額から、出産予定月（又は出産月）の前月から出産予定月（又は出産月）の翌々月（以下「産前産後期間」といいます。）相当分が減額されます。

	3ヶ月前	2ヶ月前	1ヶ月前	1ヶ月後	2ヶ月後	3ヶ月後
単胎の方			出産予定月			
多胎の方			出産予定月			

※産前産後期間相当分の所得割保険料と均等割保険料が年額から減額されます。

産前産後期間の保険料が0になるとは限りません。

※多胎妊娠の場合は出産予定月（又は出産月）の3か月前から6か月相当分が減額されます。

- 令和5年度においては、産前産後期間のうち令和6年1月以降の期間の分だけ、保険料が減額されます。

令和5年8月	9月	10月	11月	12月	令和6年1月	2月
			出産予定月			

※令和5年11月に出生した場合、令和6年1月相当分の保険料が減額されます。令和6年1月より前の期間については減額の対象とはなりません。

 …対象期間

- 保険料が減額された場合、払いすぎになった保険料は還付されます。

届出に必要な書類

- ① 出産被保険者該当届
- ② 本人確認書類（マイナンバーカード、自動車運転免許証 等）
- ③ 母子健康手帳

※出産した方と当該出産に係る子との親子関係を明らかにする書類が必要となる場合があります。

届出先（お問い合わせ先）

鳴門市健康福祉部保険課 TEL 088-684-1130、1136